



Title	外資系企業等の取扱い(対内調整)(3)(法制局ヒアリング 外務省外交史料館レファレンス番号:H221013)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.4 公開日:平成22年11月26日 外務省外交史料館管理番号:B'5.1.0.J/U24 CD・DVD番号:H22-007
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43433
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

法制局ヒアリング

条約局長

74 参考 裁

条約課長

法務課長

北米課長

資源企業等関係

三法局ヒアリング

(沖縄企業(884))
1259(256)に収録

(通産省関係: 鉱

業法, 外資法及び特許法)

45.11.4

糸糸(柳井)

沖縄復帰に関する通産省関係の三法局ヒアリング

は、10月29日から31日まで行われたと、外務省に

ご関心を有する主要問題点次のとおり。(出席者: 法

制局次長、法4部長、系等長官、通産省企業局、鉱山

石炭局、特許庁関係課長、外務省北米河、糸糸(柳井)

1. 鉱業法関係

(1) 先ず、鉱山石炭局側より、沖縄の鉱物資源状況の

GA 6

外務省
237

説明の後、沖縄における鉱業関係法制について

のよう説明があった。

(3) 戦前与えられた鉱業権は、布令55号により、申請に基づ

いて旧鉱業権者に譲渡された。(採掘権17件及び試

掘権22件)。このうち、試掘権は、すでに期間満了により

消滅した。

(4) 鉱業権の管理は、1960年7月1日以降琉政により

行なわれている。(それまでは民政が行っていた) 琉政は、当初

明治38年の旧鉱業法により、鉱業権の出願の受理、管理

等を行っていたが、本年8月10日以降は、本土の現行

新 鉱業法に準じた新 鉱業法が施行されている。

GA 6

外務省

(1) 以下、神鏡における鉱業採出願状況は、2万6千件
 以上あるが、このうち約2万5千件は、尖閣諸島周辺の石
 油資源に関するものであるが、琉政の事務処理体
 制の不足もあって殆ど未処理である(石油関係の出願
 は、308件の試掘出願を受理した以外は「受付」した
 のみで、「受理」もしてゐない。もとより許可・不許可の処分は
 行われていない。なお、申請者は、すべて琉球人である。)

(2) 復帰に際しての経過措置については、(イ) 琉球
 鉱業法による申請等及び(ロ) 同法による処分等の行
 為については、いかにも本土法によるものとみなすこと通産省
 の基本方針が示された。(別添1及び2参照)

(3) また、鉱山石炭局より、琉球鉱業法の特殊な
 規定として、(イ) 鉱業権者の資格は、琉球住民又は
 琉球法人に限られること(本土法の如く「条約に別段
 の定ありしを以てその限りでない」というただし書きを含む。)
 及び(ロ) 米領地が管理している土地等に係る鉱業
 出現については、事前に民政府の許可を得る必要が
 あるとされていることがあるが、これらについては、復
 帰後は本土並みにすべき旨説明された。(別添3)

(4) なお、鉱山石炭局は、尖閣周辺の大陸棚問題に
 関する台湾側との接触の経緯を簡単に説明した
 後、この問題については、外務省と緊密に協行しつづ

対処方針を首述した。

2. 外資法関係

(1) 先般企業局が、在沖外国企業への取扱いに関し、

次のような一般的説明がなされた。(この際、日米交渉の経緯として共同声明9項及び愛知・アハ-書簡の内容等に付言) (別添4)

(1) 在沖外国企業の活動は、布令11号に基づくものとする。(外資に関する民立法は、民政府の承認を得ることなしに施行されることである)

(2) 復帰時における本土の外資政策との関係について

整理を要する主要問題は、石油精製、P.M. 精練及び

電子部品の分野における大企業への取扱いである。

特に、いかに早くかけこみ申請の処理も問題にあり

である。

(1) 在沖外資系企業の数は、約230(組入50、支店110、環球法人70)で、投資総額は、約2.4億ドルであるが、額の上では、石油関係が圧倒的である。

(2) 次に、本件に関し通産省の当面の方針は次のとおりであるが説明された。

(1) 基本的方針として、通産省は、共同声明以前から

沖縄に合法的に事業を行なっている外資系企

業については、わが国の外資政策及びこれに関連する

る政策との適合性並びに資本自由化のTPOも考慮

して必要な措置を講じたうえ、ごまき限り円滑な

解決をはかりたい。ただし、共同声明後のかけこみ申請

については、放置すれば何か国経済政策に悪影響

が生ずるので、新たな法的措置が必要と考える。

(四) 石油等問題のある業種の大企業については、50/50

で日本企業と合併させる等の方法で認可しうる形に

直方お米企業側と直接統合させる。

(五) その他の中小企業については、強制的に自動的に認可

しうるであろう。

(六) 手続的には、外資法上の認可を^(更)認め申請させる

としたい。

(一) 経過措置としては、新たに認可するものについては、

外資法上の認可があつたものとみなすか、要するに

はその間だけ事業活動を沖縄に限定する等の

措置をとりたい。(附添5)

(3) 以上の諸点に関し、法制局側との間に次のような

応答があつた。

(4) 復帰後外資法上の認可を与える可能性は

どの程度あるか？

(通産：米企業との統合の結論が出ていないので

確定できないが、~~本気で~~本気で合併をやつ

2. 2. 2. 2. 2. 2. の場合、⁹困難が多く、話合^いが

多く、話合^いの場合、認可できないものが1、2件

出て来るおそれがある。大多数の案件は認めら

れる。合は、まっしげな姿勢をとっておかないと

け込み申請が増えるおそれがある)

(四) 協定に付何らかの規定を置くつもりか?

(外務、通産: 協定で問題を解決する方向で

は、^(通産)米企業との直接の話合^いで、外資比率を50

%以下にさせる等、^(外)条件を調整する方向で討

ちしている)

(1) かけこみに対するため、⁹新に⁹法的措置が必要
GA-6 外務省

と見える由であるか、その措置の内容如何

(通産: 手配具体的に考えたい。)

復帰後、どうにも認可できないものがある

どうなるか?

(通産: 外資法の^替并為的規制をなく、事業活

動そのものを規制しよう立法措置をとりたい)

事業活動そのものを規制しよう話にする^と外資法

体系から外れ来る^{こと}でもあり問題が大きい^{こと}

慎重に考えるべきである

極限の問題として、復帰後、全然事業活動を

認め得ず、企業は、⁹残る場合には、⁹認可でき
GA-6 外務省

これは国際的に問題となるか？

(外務省承認となる場合には、沖縄にある当該

企業、資産を処分しよるよう外貨送金を保障

してやる等適切な措置をとらねると国際法

違反の問題も生じうる。)

3. 工業所有権法

● 特許庁より次の趣旨の説明がなされた。(別添6)

(1) 沖縄の工業所有権関係法

沖縄に於ては、戦後モ大正10年特許法等の工業所

有権関係法が施行されてきたが、手続を処理する村

長が全く現実には実施しなかつたので、1961年に「琉

球不正競争防止法」が制定された。その内容は、要す

るに、沖縄で使用されている他人の発明、考案^(又)、意匠

に係る物品、他人の発明の方法で沖縄で使用され

ているもの及び^(たゞ知る) 沖縄に~~存在~~している他人の商号、商

標、^(考案) 商標不正使用は、~~考案~~ 発明、考案等が、^(考案)

その国又は地域で登録されていると見ても同し、差

止請求権や損害賠償請求権の対象となる。(外国人

の発明、考案等も保護される)

(四) 沖縄在住者の本土特許庁への出願

沖縄在住の日本人、ハル同盟国人及び特許法等

で認められている^(その他) 外国人は、特許代理人によつて本土特

新法へ特許出願等を行うことができる。(本土特許法)

現実にかかると出願等は行われていない。

(1) 復帰の際に生ずる問題等

■本土において登録された特許発明等は、現在の

沖縄では、琉球不正競争防止法に違反しない限り自由

に使用できるので、復帰に伴い本土の特許権利との特

許問題が生ずる。(かかる特許は、商標を中心として

あるべきと考えられる。) かかる特許が復帰の際

に生ずる主要な問題である。

(2) 問題の解決方法案

(i) 工業所有権関係法は、復帰と同時に沖縄に適用

用すべきである。前記(1)の特許問題は、次のよう

な特別措置法で解決すべきである。復帰の際

に沖縄において不正競争の目的とする特許等の実施

(又はその準備)をしない者は、沖縄地域内に限り、

及び当該特許の事業の目的の範囲内において、特許

等による通常実施権を与える。(この者が本土で登録

された特許の内容を知らずして自ら発明し又は知得

したものである場合には、沖縄に限定せず、日本全土

における通常実施権を認める。) かかる骨子の措

置は、特許法のみならず実用新案法及び意匠法も

沖縄への適用に当たっては考慮すべきである。

商標についても、不正競争の目的で行く件について

使用されているものは、復帰後も認めることとなるか。商標

の性質上特許の場合とちがって地域制限は不可

能であるので日本全土について認めざるを得ない。(T.T.L)

商標法32条2項により、混同を防止するための商号を表示を

させる。例：沖縄で使用されている「ハクワル」を「琉球ハ

クワル」とさせる等)

(ii) 「かけ込み」を防止するため以上の特例を共同声明以

前のものについてのみ認めることを検討する。(別添7)

(この点については、法制局外、外資法の場合は、認可基

準の一つとして共同声明の日付をとりまくる。法制

の適用開始時点の問題については、工業所有権の

場合、本土法の適用開始時点を適用する

問題に存するに思われるので法制上無理がある

旨の指摘があった